

### 3-4 拡幅用地計画

#### ○ 拡幅用地整備の考え方

北西側拡幅地は現在農業用地であり、学校用地として活用するためには農地転用等の手続きが必要となります。また県道とはレベル差があり、敷地全体の造成が必要となります。諸手続きには時間を要しますが、工事中の野沢北高校学校機能維持の観点から工事ヤードとしての利用が期待されるため、早期に手続きを進める必要があります。

拡幅地の前面道路には下水道が整備されておらず、浄化槽設置区域に指定されていることから、排水設備を必要とする施設の整備は避けた方が望ましいです。雨水排水については、開発申請に伴い敷地内に貯留槽の整備が必要となります。

敷地東側には市道との間に農業用水路があります。現状、1箇所蓋かけがなされていますが、農業用水路は原則として開渠であり、蓋かけ位置の変更や増設は極めて難しいため、既存蓋かけ位置に合わせた動線計画とする必要があります。

拡幅地の活用にあたり、以下を条件として検討しています。

- ・ 教職員及び外来駐車場 120 台以上
- ・ 保護者送迎用ロータリー
- ・ 校外活動のための大型バスの臨時駐車 8 台
- ・ ハンドボールコート 1 面

なお、駐車場への車両アクセスは、西側道路からを前提とします。東側市道は道路幅員が狭く、農業用水路があるため、歩行者のみの通行とすることが農業用水路を管理する土地改良区から求められています。駐車場内は一方通行とし、入口と出口を分ける計画としていますが、交通安全性の観点から、詳細については造成設計にて検討が必要です。

#### ○ 拡幅用地計画案

